

○枚方市いじめ問題対策連絡協議会運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、枚方市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（以下「条例」という。）

第2条の規定に基づき設置する枚方市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）
の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 協議会の所管事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携及び協力を図ること。
- (2) いじめの防止等に資する対策に関し協議を行うこと。
- (3) いじめの未然防止等のための啓発を図ること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 条例第3条第1号から第3号までに規定する機関及び団体は、別表に掲げるとおりとする。

(会議の運営)

第4条 条例第4条に規定する協議会の座長は、市長公室の長の職にある者をもって充てる。

また、座長に事故があるときは、学校教育部の長の職にある者が代行する。

2 協議会の会議は座長が招集する。

附 則

1 この要項は、令和7年6月9日から施行する。

別表

区分	機関及び団体
(1号) 市の機関	市長部局 市長公室
	市長部局 子ども未来部
	教育委員会事務局 学校教育部
(2号) 市民団体、 関係団体	枚方地区人権擁護委員会
	枚方市民生委員児童委員協議会
	枚方市PTA協議会
	枚方市立小学校長会
	枚方市立中学校長会
(3号) 関係行政機関	大阪法務局 人権擁護部
	大阪府 中央子ども家庭センター
	大阪府 枚方警察署
	大阪府 交野警察署